

小樽市空き家利活用推進事業の御案内

(詳細は裏面参照)

売りたいけど市外に
いるから業者が
分からない！

親から相続したけど
将来的に使う
予定がない！

このまま放ってお
いて近所に迷惑を
掛けないかしら？

固定資産税だけ
払い続けるのも
嫌だし！

落雪や防犯上も
心配だわ！



空き家をどうしようかと困っていませんか？

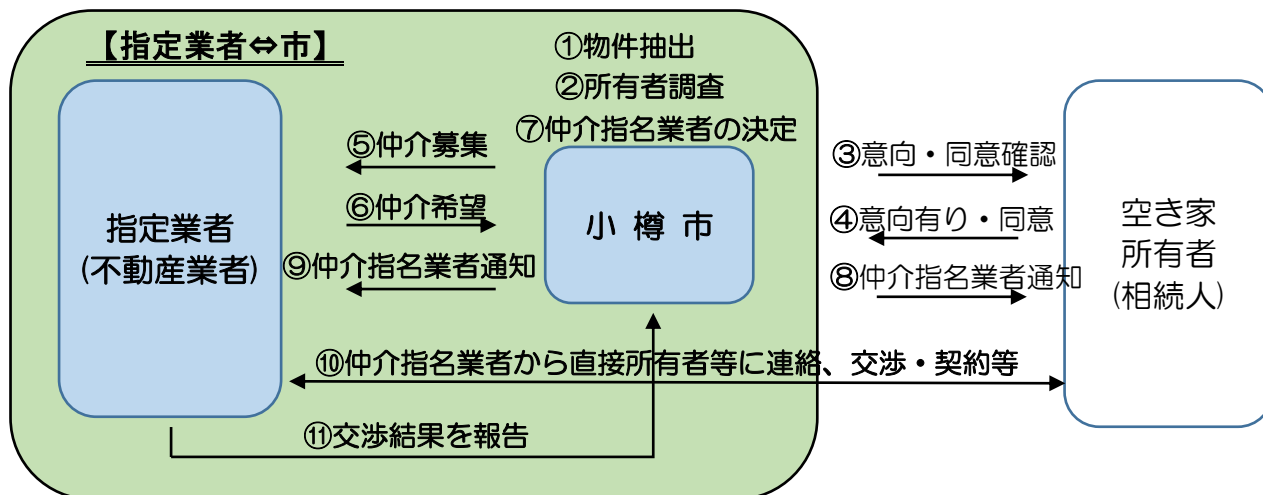
不動産業者の皆さま

空き家の利活用(売買・賃貸等)の交渉、契約の仲介をしませんか？

令和元年8月、小樽市と不動産関係団体（（公社）北海道宅地建物取引業協会小樽支部、（公社）全日本不動産協会北海道本部）との間で「小樽市の空き家等の利活用推進に係る協定」を締結させていただき、市内の空き家の利活用について連携・協力して推進することになりました。

これを受け、本市では市内にある良好な空き家の流通の促進を図るため、市が空き家の所有者（相続人）調査を行い、所有者等に対し、売買や賃貸等の意向があるかどうかを確認させていただき、所有者等が売買や賃貸等の意思があり同意いただけた場合には、所有者等の個人情報等を指定業者となっていたいただいた皆様へお伝えし、所有者等と契約に向けて交渉していただきたいと考えております。この事業を実施することにより、多くの空き家の有効活用が図られることを期待しております。

■所有者情報の外部提供の流れ



■指定業者となるための要件

- ・（公社）北海道宅地建物取引業協会小樽支部、（公社）全日本不動産協会北海道本部に属する会員で、市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- ・「小樽市空き家利活用推進事業における運用等に関する確認書」を市長と取り交わすことができること。
- ・小樽市空き家バンクの指定業者として加入が可能であること。（すでに加入している場合は除く。）

■留意事項

- ・指定業者にならない場合は、本事業における空き家の情報提供は行えません。
- ・仲介指名業者となり所有者等と媒介契約を締結したとき又はすでに締結した媒介契約を変更したときは、市へ媒介契約書の写しをメールにより送付してください。
- ・同物件が成約したとき又は契約を解除したときは、市へその旨を報告願います。
- ・小樽市空き家利活用推進事業と小樽市空き家・空き地バンクの指定業者を同一とします。このため今後は空き家利活用推進事業だけでなく、条件が不利であることが多い空き家バンクの物件についても、指定業者として仲介を行っていただくこととなりますので御理解と御協力をお願いします。

■問合せ・申請先

担当：小樽市建設部建築指導課空き家対策担当

所在地：〒047-8660 小樽市花園 2-12-1 電話：0134-32-4111（内線 430）